

証券関係

・証券外務員登録の簡素化	64
・証券取引法における「子法人等」の定義の改正	65
・証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	66
・顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買の取次ぎ	67
・銀行における上場した投資信託受益証券・投資証券の取扱い制限の 撤廃	68
・信託銀行による投資一任業務の早期実現	69
・法人形態をとる損保代理店自体による特定証券業務	70
・機関投資家による証券取引所への直接アクセスの解禁	71
・証券取引所の板情報の詳細開示	72
・株主総会会日の約1ヶ月前時点での総会議案・貸借対照表・ 損益計算書の開示	73
・投資信託が投資する「特定資産」の範囲の拡大	74
・銀行と証券会社との店舗等の共用に係る手続き等の緩和	75
・重要事実発表後の12時間ルールの緩和	76
・内部者取引規制における公表措置の拡大【新規】	77
・認可投資顧問業者に係る兼業規制の撤廃	78
・短期社債である電子CPの取締役会での決議義務撤廃	79
・集中決済機構の設立	80
・証券取引法第65条の廃止等	81
・資産運用部門向けの単一規制枠組み創設等	82
・登録等証券業務（公共債ディーリング業務）の本部担当職員の専任制の 廃止または緩和	83
・財務諸表の開示様式の統一化	84
・中小企業向けの会計基準の整備	85
・有価証券の発行届出書及び訂正届出書の効力発生期間の短縮化	86
・投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び 提供者の実務負担軽減	87
・書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	88
・投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	89
・株式の公開買付制度の見直し	90
・株式の公開買付制度の見直し	91
・CPの発行に係る企業内容等開示義務の適用除外	92
・発行登録制度の適用会社の拡大	93
・適格機関投資家の範囲の拡大	94
・訂正発行登録提出基準の緩和	95

・ 追補書類提出後の追補書類訂正の容認	96
・ 自己株券買付状況報告書の様式の簡素化	97
・ 資本市場における円滑な資金調達環境の整備	98
・ 証券取引法第5条による届出書及び同第13条による目論見書の記載 事項の見直し等	99
・ 発行登録、追補書類提出方法の合理化	100
・ ユーロMTN的な機能を含む電子社債の実現	101

保険関係

・ ブローカー業務に関する法律及び関連規則の改正	102
・ 保険契約移転時における移転単位の見直し	103
・ 特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び直接投入	104
・ 生命保険の構成員契約規制の廃止	105
・ 子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大	106
・ 保険会社及び信託銀行等の子会社による企業年金制度管理の 共同事業化	107
・ 保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社における業務範囲の 拡大	108
・ 保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」 との兼営可能業務の拡大	109
・ 保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化	110
・ 保険会社の資産運用に関する規制改革	111
・ 従属業務子会社の収入依存度規制の緩和	112
・ 保険相互会社の基金制度の見直し	114
・ 銀行及び銀行子会社等による保険商品の販売規制の緩和	115
・ 保険募集の総代理店制度の創設	116
・ 損害保険に関する契約者保護制度の見直し	117
・ 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	118
・ 保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	119
・ 保険会社本体における他の金融機関等の業務の代理や事務の代行の 解禁	120
・ 保険会社本体による介護・福祉関連業務への参入	121
・ 保険会社本体の行う業務範囲の拡大	122
・ 銀行が保険業を営むことを妨げている規定の廃止	123
・ 保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し	124
・ 自己・特定契約規制の撤廃	125
・ 乗合代理店要件の撤廃	126

・ 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の類型化	127
・ 生命保険募集人及び損害保険代理店の登録手続等の簡素化等	128
・ 商品認可申請における審査基準の明確化等	129
・ 損害保険代理店の登録申請の電子化並びに行政における登録情報の 電子管理	131
・ 保険業法に基づく申請・届出における手続の効率化	132

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、地銀協、第二地銀協、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会	
項目	証券外務員登録の簡素化			
意見・要望等の内容	証券外務員登録における営業所記載の廃止 登録申請書への住民票の抄本（またはそれに代わる書面）及び誓約書の添付の廃止			
関係法令	証券取引法第64条第3項	共管	なし	
制度の概要	証券外務員登録に際して、外務員の所属する営業所を記載しなければならず、また、住民票の抄本（またはこれに代わる書面）履歴書及び誓約書を添付しなければならない。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3ヵ年計画（改定） 【 2（3）ウ 】</p> <p>証券外務員登録における営業所名記載を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる</p> <p>規制改革の推進に関する第2次答申 【第2章13.3別表（1）16】</p> <p>証券外務員登録における 外務員の所属する営業所名、 外務員の住所、 の記載を不要とする。【14年度措置】</p>			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(実施(予定)時期：平成14年12月13日から3ヶ月以内)				
(説明)				
<p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」において所要の規定を盛り込み、平成14年12月13日に成立、3ヶ月以内に施行することとなっている。</p> <p>誓約書等の添付は外務員が外務員登録の欠格事項に該当しないことを担保するために必要であるため措置困難。住民票の抄本等の添付は、氏名及び生年月日を確認するために必要であるため措置困難。</p>				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	証券取引法における「子法人等」の定義の改正			
意見・要望等の内容	証券取引法における「子法人等」の定義を、財務諸表等規則における「子会社」の定義と同一にする。			
関係法令	証券取引法第32条第6項 証券取引法施行令第15条の3第2・3項 証券会社に関する内閣府令第17～19条 財務諸表等規則第8条第3項・4項	共管	なし	
制度の概要	証券取引法における「子法人等」の範囲は、当該証券会社が密接な関係を有する一定の者と合算したときに、議決権を過半数保有又は役員を過半数占有しているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配しているかどうかにより、その範囲が決められる。			
計画等における記載の状況	「規制改革の推進に関する第2次答申」 【第2章13.3(1)10】 証券取引法における「子法人等」の定義の改正 証券取引法における「子法人等」の定義の見直しを行う（15年度中に検討・結論）			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ()	措置困難	その他
(説明)				
子法人等の定義の在り方は、親子関係に係る規制の趣旨等を踏まえて検討する。				
担当局課室等名	総務企画局市場課、監督局証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和			
意見・要望等の内容	<p>証券会社の役員による親銀行等又は子会社等の役職員の兼任を可とする取扱い</p> <p>非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止</p> <p>店舗等の共用制限に係る内閣府令・事務ガイドラインの廃止</p> <p>電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止</p>			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法第 32 条 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 1 項第 7 号、8 号 ・事務ガイドライン 7-3(1) 	共管	なし	
制度の概要	<p>証券会社の役員による親会社等又は子銀行等の役職員の兼業は不可。</p> <p>非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。</p> <p>店舗等の共用制限に係る解釈規定が存在。</p> <p>親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。</p>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：14年9月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(説明)				
<p>証取法第 65 条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。</p> <p>現行法上、内部管理が厳格に行われているなど公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして承認を受けた場合には、当該規制が適用されないこととなっている。現行規制は顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えており、措置困難。</p> <p>平成 14 年 9 月に証券会社等の行為規制に関する内閣府令及び事務ガイドラインを改正し、店舗の共用制限を撤廃する措置を講じた。</p> <p>と同様の理由から当該規定の廃止については措置困難。ただし、電子情報処理組織の共有規制の緩和による非公開情報以外の情報の伝達については、ファイヤーウォール規制の立法趣旨を踏まえつつ、今後措置するか否かも含めて検討していく。</p>				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買の取次ぎ		
意見・要望等の内容	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券の売買の取次ぎ業務を、農林中央金庫等協同組織金融機関に認める。		
関係法令	・証券取引法第65条第1項ただし書 ・農林中央金庫法等	共管	・なし ・農林水産省等
制度の概要	顧客の書面による注文を受けて行う有価証券売買の書面取次ぎ業務は、証券取引法第65条第1項ただし書において銀行に対しては認められているが、銀行以外の金融機関には認められていない。		
計画等における記載の状況	「該当無し」		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：法案成立・公布後1ヶ月以内に施行予定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
多様な投資家による幅広い市場参加を促進するため、有価証券の販売チャネルの拡充を図る観点から、現在銀行に認められている書面取次ぎ業務を協同組織金融機関も行い得ることとするための関連法案を平成15年通常国会に提出済。			
担当局課室等名	総務企画局市場課、監督局証券課		

分野	証券	意見・要望提出者	信託協会、日本経団連
項目	銀行における上場した投資信託受益証券・投資証券の取扱い制限の撤廃		
意見・要望等の内容	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT（上場不動産投資信託）を含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限を撤廃すること。		
関係法令	証券取引法第65条第2項、 証券取引法施行令第17条の3	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・J-REITを含むETF以外の上場した投資信託受益証券については、依然として取扱いが制限されている。 ・ETFの受益証券については、顧客が銀行で売却する場合は、当該銀行において購入した受益証券に限定されている。 		
計画等における記載の状況	規制改革推進3ヵ年計画（改定） 【 2（3）ウ 】 ETF（株価指数連動型上場投資信託）について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。【証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令）】		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：未定）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期： 年 月）	措置困難 その他
（説明） 登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益権について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなっており、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱い制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証取法第65条の趣旨も踏まえて検討する。			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	信託協会	日本経団連	農林中央金庫
項目	信託銀行による投資一任業務の早期実現				
意見・要望等の内容	信託銀行が投資一任業務を営むことを早期に可能にすること。				
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条、第31条	共管	なし		
制度の概要	認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業のほか、他の業務を営むことができないという兼業制限が課されており、上記以外の業務を営んでいる信託銀行は、事実上投資一任業務が営めないこととなっている。				
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 2 (3) ア 】</p> <p>信託銀行への投資一任業務の解禁</p> <p>平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。</p>				
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	（実施(予定)時期：平成16年4月1日施行予定）				
<p>（説明）</p> <p>信託銀行が投資一任業務を営めるよう、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に係る改正案を平成15年通常国会に提出済。</p>					
担当局課室等名	総務企画局 市場課				

分 野	証 券	意見・要望提出者	損保協会
項 目	法人形態をとる損保代理店自体による特定証券業務		
意見・要望等の内容	法人形態をとる損保代理店自体が特定証券業務を行えるようにすること。その際、損保代理店の役員若しくは使用人が登録金融機関の使用人とみなされることとし、法人損保代理店における損保会社の乗り合い募集委託の現行損保業務との整合性が図られるよう、証券法第 65 条第 11 項後段の規定を変更すること。		
関係法令	証券取引法第 65 条第 11 項	共管	なし
制度の概要	保険会社を代理して証券投資信託等の販売業務を行うことは、損害保険代理店の役員・使用人個人に認められているが、法人形態をとる損害保険代理店自体には認められていない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 15 年通常国会に法案提出予定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
「証券仲介業制度」を導入し、その枠組みの中で、法人形態をとる損害保険代理店による証券業務も認められるよう、平成 15 年通常国会に法案提出予定である。			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分 野	証 券	意見・要望提出者	生命保険協会
項 目	機関投資家による証券取引所への直接アクセスの解禁		
意見・要望等の内容	・機関投資家による証券取引所への直接アクセスを解禁する。		
関係法令	証券取引法第 107 条、107 条の 2、107 条の 3	共管	なし
制度の概要	取引所市場における有価証券の売買等は、取引所の会員又は取引参加者に限り行なうことができることとされており、具体的には、証券会社、外国証券会社及び内閣総理大臣の登録を受けた金融機関に対して取引資格が付与できることとされている（ただし、登録金融機関については、国債証券等に係る有価証券先物取引等に限定されている）。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の会員・取引参加者については、取引の公正性・安全性等を確保していく観点から、一定の資格要件を定めているところ。 これは、証券取引所は、証券市場の運営を通じて公正な価格形成と効率的な証券取引を実現するという高い公共性を有しており、そこでの取引については公共性や安全性が適切に確保されていることが必要であり、そのためには、取引参加者の資格を行政当局の監督規制が及んでいる証券会社等に限定することが適当であるとの考え方に基づくものである。 なお、金融審議会の「取引所の在り方に関するワーキンググループ」では、証券取引所の会員・取引参加者資格についても検討課題とされており、今後、その見直しの適否を含め審議を行う予定である。 			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分 野	証 券	意見・要望提出者	生命保険協会
項 目	証券取引所の板情報の詳細開示		
意見・要望等の内容	・証券取引所の板情報の詳細を投資家に対しても開示する。		
関係法令	証券取引所・理事会決定等	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・板情報とは、取引所に発注されている値段別の売り注文・買い注文の数量に関する情報である。 ・取引所の会員等である証券会社等については売買端末を通じて全ての情報を把握できる。 ・一般投資家に対しては、取引所の相場報道システムを通じて、注文が最も高い買い注文から3番目の買い注文（売り注文の場合には最も安いものから3番目の売り注文）までのそれぞれの注文数量が気配情報として、リアルタイムで開示されている。 		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <ul style="list-style-type: none"> ・取引所においては、従来、最も高い買い注文と最も安い売り注文の値段に係る注文数量（一般気配）を開示していたが、注文発注のタイミング等を図る上で板情報の拡充が重要であるとの投資家のニーズを踏まえ、平成12年12月から、一般気配を含む上下3本の気配値段とその注文数量の提供を開始したところ。 ・更に、板情報の充実に対する投資家のニーズに対応するため、これを拡充して上下5本の気配値段とその注文数量を提供する方向で検討中である。 			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	三井アセット信託銀行	
項目	株主総会会日の約1ヶ月前時点での総会議案・貸借対照表・損益計算書の開示			
意見・要望等の内容	・証券取引所の「適時開示規則」の改正により、企業の決算内容が明らかになる株主総会会日の約1ヶ月前の段階で、当該株主総会の議案及び（当該株主総会が定時総会の場合には）貸借対照表・損益計算書をインターネット上に掲載することを義務付けること。			
関係法令	証券取引所・適時開示規則	共管	なし	
制度の概要	・証券取引所の「適時開示規則」は、証券市場における価格形成を円滑かつ公正ならしめることを目的としたものであり、上場会社に対し、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が生じた場合に、当該内容の適時かつ適切な開示を義務付けている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<ul style="list-style-type: none"> 取引所の「適時開示規則」においては、商法において株主総会への付議が手続き要件として定められている事項のほとんどについて適時かつ適切に開示することを義務付けており、上場企業は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合には、その都度速やかにその事実を開示している。 また、当該規則では決算情報についても「その内容が固まったとき」に開示することを義務付けており、貸借対照表及び損益計算書等がその中に含まれており、こうした決算情報については、一般的に決算日から2ヶ月以内（平均48日）に開示されている（定時総会の開催日が6月下旬に集中している現状を踏まえると定時総会会日の1ヶ月前）。 こうした状況を踏まえると、取引所の適時開示規則において、重ねて「総会議案」の開示義務を課すことは、適当ではないと考える。 なお、金融庁としては、昨年8月に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に基づき、「投資家の議決権行使に向けた上場企業の環境整備を促すよう」取引所等に要請していたところである。これを受けて取引所等においては、上場企業の株主総会における議決権行使の活性化に向けて積極的な役割を果たすという観点から、上場会社に対し「召集通知の早期発送」と「自社ホームページへの議決権行使に係る情報の掲載」を要請していくこととしている。 				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	生命保険協会・日本経団連	
項目	投資信託が投資する「特定資産」の範囲の拡大			
意見・要望等の内容	投資信託法における特定資産に、中小企業等投資事業有限責任組合の持分権及びこれらに類する外国リミテッド・パートナーシップ等への出資持分も含めていただきたい。			
関係法令	投資信託および投資法人に関する法律 施行令	共管	なし	
制度の概要	投資信託は、主として（すなわち、ファンドの財産総額の1/2を超えて）特定資産に対する投資として運用する仕組みであり、投信法上の特定資産に指定されていない資産についても、ファンドの財産総額の1/2未満にとどまる限り、投資信託の運用対象資産とすることができる。 したがって、投信法上の特定資産に指定されていない資産については、ファンドの財産総額の1/2を超えて投資できる資産とはされていない。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年1月施行)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>中小企業等投資事業有限責任組合の持分権については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第364号、平成14年12月6日公布、平成15年1月6日施行）により措置済。</p> <p>また、これらに類する外国リミテッド・パートナーシップの持分権についても、上記の措置により、外国において外国の法令に基づいて設定され、主として当該持分権を組入れている投資信託は外国投資信託として位置付けられることとなっているところ。</p>				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	銀行と証券会社との店舗等の共用に係る手続き等の緩和		
意見・要望等の内容	<p>店舗等の共用制限に必要な措置について、柔軟性を確保すべき。</p> <p>電子情報処理組織の共有に関して、非公開情報以外の情報については、情報の伝達が行えなるようにすべき。</p> <p>非公開情報の授受に係る顧客の同意確認手続の運用を弾力化すべき。</p>		
関係法令	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号、第8号 事務ガイドライン7-3	共管	なし
制度の概要	<p>店舗等の共用制限について、建物出入口の区分、壁や間仕切りの設置等の措置が必要。</p> <p>親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共有においては、当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないような措置が必要。</p> <p>非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：14年9月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)			
<p>平成14年9月に証券会社等の行為規制に関する内閣府令及び事務ガイドラインを改正し、店舗の共用制限を撤廃する措置を講じた。</p> <p>親子間の電子情報処理組織の共有規制の緩和による非公開情報以外の情報の伝達については、ファイヤーウォール規制の立法趣旨を踏まえつつ、今後措置するか否かも含めて検討していく。</p> <p>電子的手段も可能となっており、顧客の同意確認手続の運用は十分に弾力化されていると考えており、措置困難。</p>			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	重要事実発表後の12時間ルールの緩和			
意見・要望等の内容	<p>上場会社等が報道機関へ重要事実を公開後、報道によって当該重要事実を知った投資家はインサイダー取引規制の適用を受けないのに対し、上場会社等が自社ホームページに掲載した情報を受領した場合等はインサイダー取引規制の対象となることは、投資家間に著しい不公平を招くだけでなく、企業のタイムリーなディスクロージャーを阻害する要因となっている。</p> <p>現代社会にあっては情報伝達のスピードが極めて増していることから、重要事実を周知するために12時間という期間は不要である。</p>			
関係法令	証券取引法施行令第30条	共管	なし	
制度の概要	<p>・ 証券取引法では、会社関係者等が上場会社等に係る未公表の重要事実を知って、当該上場会社等の株式等の売買を行うことを禁止している（内部者取引規制）。この規制は重要事実が「公表」されることによって解除されるが、証券取引法施行令第30条では「公表」を複数の新聞社等に情報を公開してから必要な周知期間として12時間経過したと規定している。</p>			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）		
（説明） インサイダー取引規制（刑罰規定）の解除要件であり慎重な検討が必要であるが、8月6日に金融庁が公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、「インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連規定を見直す。」としており、現在、関係省庁とも調整の上、具体的措置を検討中である。				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	内部者取引規制における公表措置の拡大【新規】			
意見・要望等の内容	大量保有報告書の公衆縦覧を、公開買付者等関係者にかかる内部者取引規制の解除要件である公表措置として追加して欲しい。			
関係法令	証券取引法第167条第4項 証券取引法施行令第30条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付者等関係者は内部者取引規制の対象となっており、その解除要件である公表措置としては、公開買付制度上定められた公告若しくは公表がされたこと又は公開買付届出書が公衆の縦覧に供されたこととされている。 ・ 一方、大量保有報告制度は、上場会社の発行済株式総数の5%を超えて保有する等の大量保有者の保有状況を開示するために、大量保有報告書等の提出を義務付けて、公衆の縦覧に供するものである。 ・ 内部者取引規制上、発行済株式総数の5%以上の買い集め行為は公開買付けに準ずる行為とされているが、この場合に提出されることとなる大量保有報告書の公衆縦覧は公開買付者等関係者の内部者取引規制の解除要件である公表措置とはされておらず、一方、公開買付届出書等も提出されない場合があることから、開示規制上の提出書類の公衆縦覧による公表措置がとられない。 			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明)				
<p>公開買付届出書等の内容はこれから行おうとする買い集め行為の全体がわかるものであるのに対し、大量保有報告書は買い集めの途中途中で大量保有状況を開示させる制度となっており、買い集め行為の全体像は把握できないことから、大量保有報告書の公衆縦覧等を公開買付者等関係者の内部者取引規制の解除要件である公表措置として取り扱うことは困難であるとされてきているが、要望の内容を踏まえて検討する。</p>				
担当局課室等名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 オリックス 日本商品投資販売業協会 日本商品投資顧問業協会	
項目	認可投資顧問業者に係る兼業規制の撤廃			
意見・要望等の内容	認可投資顧問業者が有価証券以外の他の資産に係る運用業務を営めるよう、その兼業規制を撤廃すべきである。			
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 31 条	共管	なし	
制度の概要	認可投資顧問業者は、証券業等のほかは、原則として他の業務を営むことができないが、投資顧問業務及び投資一任業務に関連する業務であって当局の承認を得た場合には、兼業を営めることとされている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成 16 年 4 月 1 日施行予定)			
(説明)				
<p>投資一任業務は、顧客の財産に直接関与する業務であることを踏まえ、当該業務の認可を受けた認可投資顧問業者は、他の業務を営むことにより本業が疎かになったり、他の業務の経営失敗によって会社自体の経営が危うくなったりすること等を防止する観点から、原則として専門義務が課されているところ。</p> <p>一方、金融システム改革の際、資産運用サービスに係る競争の一層の促進を図る観点から、認可投資顧問業者が証券業や投資信託委託業を兼業することが認められたこと、近年の資産運用手法の高度化に伴い、多様な資産運用サービスの担い手を確保する必要があることを踏まえて、認可投資顧問業者が有価証券以外の他の資産に係る運用業務を含めた他の業務を営むことができるよう、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に係る改正案を平成 15 年通常国会に提出済。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	企業の資金調達円滑化に関する協議会、日本資本市場協議会	
項目	短期社債である電子CPの取締役会での決議義務撤廃			
意見・要望等の内容	CPの発行枠に係る取締役会決議に関しては、現在、短期格付の前提となっている発行枠を上限とした1年間の包括決議で構わないこととなっているが、将来的には、銀行借入等の負債と同様、「多額の借財」となる場合のみ決議を行えば足りるものと認めて頂きたい。			
関係法令	商法、社債等の振替に関する法律	共管	法務省	
制度の概要	短期社債の発行については、社債の発行に係る取締役会決議に関する商法の特例として、取締役会決議により、一定期間における一定限度額までの短期社債の発行について、特定の取締役に委任することができるものとされている。 (社債等の振替に関する法律第83条)			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>現行制度は、現在のCP発行実務において、その発行に係る取締役会決議に関しては、概ね半年間の資金計画について包括的に行われていること等に鑑み、約束手形CPをペーパーレス化したものである短期社債についても同様の取扱いを認める趣旨から適切に制度設計がされているものであり、要望に対応することは、以下の理由から困難。</p> <p>社債の発行は、通常の債務負担行為に比べ会社の財政に影響するところが大きく、株主の利益にも重大な関係を有するものとして、商法上取締役会の決議で厳格かつ具体的に定められるべきとされているところ、すでに商法の特例が置かれている短期社債の発行について、取締役会決議まで原則不要とすることは、商法の趣旨に鑑みて困難である。</p> <p>現在のCP発行実務においても、資金計画自体については取締役会決議が行われているケースが多いことに鑑みれば、その内容であるCPの発行枠について取締役会決議を原則不要とする必要性に乏しい。</p> <p>仮に、短期社債の発行について、取締役会決議を原則不要とし、「多額の借財」に係る規制に服するものとしても、短い期間に複数回発行するといったCP発行実務において、いずれの発行を取り上げて「多額の借財」に該当するのか実務的に判断することは困難であり、規制としての実効性に問題がある。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会、日本資本市場協議会	
項目	集中決済機構の設立			
意見・要望等の内容	一つの決済機構において、複数の商品の証券決済や資金決済が行えれば、コスト、スピードの面でも魅力ある市場が形成され、世界で最も一日のスタートが早い日本の地理的条件も有利に働き海外からの投資の増加が見込まれ、これらの相乗効果により市場の厚みや活性化が期待できることから、集中決済機構の設立を要望する。			
関係法令	社債等の振替に関する法律	共管	法務省	
制度の概要	制度としては、国債・社債等一般債・ＣＰ・投資信託等について、統一的な振替制度が創設されている。 (社債等の振替による法律)			
計画等における記載の状況	規制緩和推進３か年計画(改定) 【 ２(3)ウ 】 証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：今通常国会)			
(説明)				
証券決済に係る決済機構(振替機関等)の設立、システム構築及び事務フローの見直し等の実務面での対応は民間に委ねられている。				
なお、法制面においては、統一的な振替制度の実現に向けて、株式を上記振替制度の対象に加えるべく、検討が行われているところである。				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	EU
項目	証券取引法第 65 条の廃止等		
意見・要望等の内容	<p>銀行等の証券業務を原則として禁止している証券取引法第 65 条の廃止。もしくは持ち株会社が銀行と証券業務の両分野において統合化された業務として活動することが認められるべき。</p> <p>「証券市場の改革促進プログラム」の下で検査ガイドラインを、報告義務を減少させる方向で実施すべき。</p>		
関係法令	証券取引法第 65 条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等の証券業務を原則として禁止している。 証券会社と親銀行等のファイアーウォール規制については利益相反や公正取引の確保の観点から最低限の規制となっている。 		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：未定)	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
(説明)			
<p>証券取引法 65 条の規制は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から規定されているものであり、その撤廃については措置困難。</p> <p>なお、証券取引法 65 条との関連では、銀行が証券子会社を有する際のファイアーウォール規制について、メインバンク・ファイアーウォール規制等の廃止や銀行と証券会社の店舗の共用制限の撤廃等、これまでも大幅に見直しを行ってきたところであり、利益相反の防止や公正取引の確保との立法主旨を踏まえ、今後、そのあり方について、更に検討していく。</p> <p>「証券市場の改革促進プログラム」は、証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核としたわが国の金融システムの中心を担うものとしていくため、金融庁として、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築という 3 つの基本方針にそって策定されたものであり、検査マニュアルの改訂や金融機関の報告義務の削除についての言及はされていない。</p> <p>なお、証券取引法上、例えば登録事項の変更（証券取引法第 30 条第 1 項）、営業報告書の提出（同第 49 条第 1 項）、証券業の廃止等の届出（同第 55 条等）の報告義務が課されているが、これらはいずれも証券業務の監督上、必要最低限の事項であると考えている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局市場課、監督局証券課		

分野	証券	意見・要望提出者	EU 規制改革対話
項目	資産運用部門向けの単一規制枠組みの創設等		
意見・要望等の内容	資産運用部門向けの単一規制枠組みを創設し、いくつかの核心となる活動に依然として必要とされる付随業務免許のような費用がかさみ煩雑な規制要件や不必要な NAV 算出の重複などを廃止し、規制環境を簡素化・明確化すべきである。		
関係法令	投資信託および投資法人に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	共管	なし
制度の概要	わが国の法制は、銀行、信用金庫、保険会社、証券会社、投信委託業者、投資顧問業者、金融先物取引業者、貸金業者などさまざまな事業者に対し、それぞれ別個の業法により規制を行う法体系となっている。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、有価証券や不動産などの幅広い資産で運用することがあらかじめ定められたレディーメード的な集団投資スキームであるのに対し、投資一任は、個別の投資家との相対契約により当該顧客等の運用方針等のニーズをきめ細かく把握して、これを踏まえて専門家が有価証券で運用を行うオーダーメード的な資産運用スキームであり、現行の投資信託法や投資顧問業法においては、このような両者の相違点を踏まえた別個の規制が行われていることから、これらに単一の規制を行うことは適当でないと考えられる。</p> <p>また、投資信託法上、投資信託財産の計算については、投資信託委託業者と信託会社等が重複して計算すべき旨の規定は存在しない。</p>			
担当局課室等名	総務企画局市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	全国信用金庫協会	
項目	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止または緩和			
意見・要望等の内容	・信用金庫の多くは、公共債ディーリングの取扱実績が少なく、経営の効率性等の観点からも、必ずしも専任者を配置しなければならないという必要性は乏しいので、専任制について廃止又は緩和する。			
関係法令	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係) 5-2(2)	共管	なし	
制度の概要	・「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等においては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
証券取引法第65条等の規定は、銀行業務と証券業務の兼営による利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止等の観点から設けられているものである。				
銀行等金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(2)は、銀行等金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第10号「第65条の2第1項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。				
なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、例えば預金業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。				
担当局課室名	監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会												
項目	財務諸表の開示様式の統一化														
意見・要望等の内容	現在、公開会社においては、証券取引法による開示（有価証券報告書等）、商法による開示（株主総会における添付書類）、証券取引所による開示（決算短信）とそれぞれ異なった様式での開示が義務づけられており、開示情報のうち共通部分については様式を統一化する。														
関係法令	証券取引法（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）	共管	なし												
制度の概要	証券取引法に基づき開示が求められる財務諸表等で用いられる用語、様式及び作成方法が規定される。														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置済・措置予定</th> <th>検討中</th> <th>措置困難</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置済</td> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（実施（予定）時期： ）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
（説明）	<p>証券取引法による開示は投資者保護の目的から幅広い投資者を対象としたものであり、一方、商法による開示は主として債権者等を対象としたもので、株主総会において株主が議決権を行使するのに役立つための情報を株主に直接提供することを目的とするものである。このように、証券取引法と商法は、それぞれ法律の目的が異なっている。また、証券取引法により開示される内容は、商法によるものよりもはるかに詳しい。</p> <p>したがって、証券取引法による開示を商法によるものと完全に統一することは困難である。</p> <p>なお、取引所において開示される決算短信については各取引所において定められているものであり、法律で規定されているものではない。</p>														
担当局課室等名	総務企画局市場課企業開示参事官室														

分野	証券	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	中小企業向けの会計基準の整備			
意見・要望等の内容	会計の国際化の流れの中、高度化・複雑化が進み、企業にとって会計に関する事務負担が増大している。そこで、国際化とは無関係な中小企業が過度な事務負担を負うことなく適切な開示を行うために、中小企業向けの会計基準の整備が必要である。			
関係法令	各会計基準 各会計基準に関する実務指針	共管	なし	
制度の概要	証券取引法に基づき開示が求められる財務諸表等を作成する際に用いられる各会計基準及び日本公認会計士協会で定められる当該会計基準についての実務指針			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>以下の会社は証券取引法に基づき財務諸表を作成し、開示することが求められている。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社</p> <p>(2) 店頭登録されている有価証券の発行会社</p> <p>(3) 有価証券の募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した会社</p> <p>(4) 過去5年間の事業年度末において、株主が500名以上で、資本金が5億円以上の会社</p> <p>証券取引法は投資者保護の目的から適正な情報開示を義務付けるものであり、会社の規模により開示内容を緩和することはできない。なお、証券取引法の適用を受けない会社については、会計基準が一律に強制適用されるものではなく、中小企業向けの会計基準を整備し、これを強制することは、新たな規制を創設することになりかねない。</p>				
担当局課室等名	総務企画局市場課企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連												
項目	有価証券の発行届出書及び訂正届出書の効力発生期間の短縮化														
意見・要望等の内容	EDINET の導入に伴い、投資家は企業の社債等有価証券の発行登録といった情報を迅速かつ容易に入手することが可能となっている。こうした通信手段の発達を考慮し、届出書の効力発生期間を発行届出書については15日を7日程度に、訂正届出書については1日を即日短縮化すべきである。														
関係法令	証券取引法第8条、企業内容等の開示に関する留意事項8-1及び8-2	共管	なし												
制度の概要	現在、発行届出書をもって有価証券を発行する場合には、発行届出書を提出後、その効力が発生するまでに15日間の経過を要することとなっている。さらに、利率や発行価格等を記載した訂正届出書については、提出から1日を経過してから効力が発生することとなっているなど、届出書の提出から効力発生までに相当な期間を要するため、発行者が債券を機動的に発行することが困難となっている。														
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第1章1.1(1)イ】</p> <p>近年の情報通信技術（IT）の進歩により、投資家への迅速な情報提供が可能となり、また、本年6月より有価証券届出書等についてEDINET（証券取引法に基づく有価証券届出書等の開示書類に関する電子開示システム）の適用が開始されたことをも踏まえ、投資家保護の観点から適当であると認められる場合についての有価証券届出書の効力発生期間の短縮、また、EDINETにより提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮を検討すべきである。</p>														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成15年4月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>届出及び訂正届出の効力発生までの期間は、発行会社、証券会社等有価証券の内容や発行会社の事業内容・財務内容を周知させる周知期間であるとともに、投資者が当該有価証券を購入するかどうかを事前に熟慮するいわゆる熟慮期間であり、投資家保護の観点から必要である。</p> <p>また、届出及び訂正届出の効力発生期間の短縮については、既に、届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認められる場合や企業情報が既に公衆に広範に提供されていると認められる場合は「待機期間の特例」として措置しており、投資家保護の観点からも、更なる短縮は適切ではない。</p> <p>なお、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「手続の迅速化の観点から、組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮」を図るべきであるとされ、これを踏まえ、「組込方式の有価証券届出書」について、「参照方式の有価証券届出書」と同様、その効力発生期間を「7日間」に短縮することとしている。</p>															
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室														

分野	証券	意見・要望提出者	全国信用金庫協会												
項目	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減														
意見・要望等の内容	<p>投資信託委託業者に最終取引日以後5年間の保存義務がある目論見書等について、投資信託委託業者が保存するのではなく、監督当局が保存する。</p> <p>投資信託委託業者が目論見書等を電子情報処理組織により開示するときには、目論見書を監督当局に電子交付し、それを監督当局より投資家の閲覧に供される制度にする。</p> <p>、 のように制度を改正することにより、投資家保護が確保されるとともに、投資信託委託業者の実務負担が軽減されることとなる。</p>														
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条の2 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2 	共 管	なし												
制度の概要	投資信託委託業者が投資信託の受益証券を販売する際において、顧客に対する目論見書等の電子的交付が認められ、目論見書についてはその提供があったときから5年間、投資信託約款等については最終取引日以後5年間記載事項を消去し又は改変することができないものとされている。														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table border="0"> <thead> <tr> <th>措置済・措置予定</th> <th>検討中</th> <th>措置困難</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置済</td> <td colspan="3">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td colspan="3">具体的措置の検討中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
(説明)															
<ul style="list-style-type: none"> 目論見書は、証券取引法第15条第2項に基づき発行者等が直接投資家に交付するものであり、当局への提出義務はない。したがって、目論見書については、財務局等に提出される有価証券届出書等の開示書類のように当局が保存したり、投資家の閲覧に供する対象とはなっていない。 また、投資信託委託業者が顧客のために忠実に業務を遂行することを踏まえると、顧客に対する投資信託約款等の交付及び保存は当然の義務であると考えられ、投資信託委託業者が投資信託約款等を保管しない行為は、顧客に対する善管注意義務に反する行為であると考えられる。したがって、投資信託委託業者が顧客に対して受託者責任を負うことは当然であり、行政が介入する立場にはない。 															
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室、市場課														

分野	証券	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災保険、日本経団連	
項目	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化			
意見・要望等の内容	目論見書の交付方法として、登録金融機関のホームページで閲覧に供する方法を採るために必要とされる下記要件中、要件 及び については、これらを満たしたか否かを確認する方法を明確化する。また、要件 については適用除外とする。			
関係法令	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 32 条の 2 第 3 項第 2 号、第 3 号、第 4 号等	共管	なし	
制度の概要	目論見書の交付方法として、登録金融機関のホームページで閲覧に供する方法を採るためには、目論見書被提供者が閲覧していたことの確認(確認がとれない場合は目論見書被提供者への通知を要する。)、当該ホームページを閲覧するために必要な情報の目論見書被提供者ファイルへの記録、記載事項の 5 年間の維持等が必要とされている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>上記要件 及び については、法令上の規定としては十分明確なものと考えている。なお、具体的なケースにおいて疑義があれば、個別に照会されたい。</p> <p>上記要件 については、例えば目論見書の場合、(イ)常時アクセスを可能とすること、(ロ)記載事項を 5 年間保存すること、(ハ)記載事項の消去、改ざん防止措置がとられていること等の条件を満たすことにより、登録金融機関のホームページに目論見書を掲載して閲覧に供する方法をとることで、目論見書を交付したものとみなすことができるとされている。当該方法は、投資者の利便性確保の観点から設けられたものであるが、他の方法による目論見書の交付と同等の投資者保護を担保するため、(イ)から(ハ)の条件を設けているものである。なお、保存期間については、虚偽記載等に係る賠償請求の除斥期間(5年、証券取引法第 20 条後段)を考慮して 5 年と定めているところであり、投資者保護の観点から最低限維持が必要な期間であると考え。</p> <p>取引説明書等についても同様に取り扱うこととされており、保存期間については公訴時効(5年、刑法第 159 条第 1 項・第 2 項、刑事訴訟法第 250 条第 4 号)、商事債権の消滅時効(商法第 522 条)を考慮して 5 年と定めている。</p>				
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室、市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	生命保険協会				
項目	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し						
意見・要望等の内容	投資信託の広告にあたっては、法定目論見書の交付等を条件とせず、過去の運用実績や評価会社の評価を利用できるようにする。						
関係法令	証券取引法第13条、第15条 (日本証券業協会「広告に関する指針」)	共管	なし				
制度の概要	投資信託の販売にあたって過去の運用成績や評価会社の評価を広告宣伝に利用する場合には、法定目論見書を同時に交付するか、法定目論見書を広告宣伝物の中に盛り込むことが求められているため、事実上マスメディアでの広告が禁止されているに等しい。						
計画等における記載の状況	「該当なし」						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他					
<p>(説明)</p> <p>投資信託の販売に当たって販売用資料を利用する場合に、法定目論見書を同時若しくは事前に交付し、又は要約目論見書の記載内容をすべて表示することを実質的な条件とするとの規制は、日本証券業協会の自主ルール「広告に関する指針」において定められているものである。</p> <p>なお、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「「広告のあり方」については、法制度上の現行の規制のあり方を検証しつつ、法定目論見書、広告等を含めた「勧誘文書全体のあり方」として、今後、検討すべき課題である」とされている。</p>							
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室						

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	株式の公開買付制度の見直し		
意見・要望等の内容	著しく少数の者（買付け等を行う日前 60 日間で 10 人以下）からの株券等取得の場合には、株券等の 3 分の 1 以上を保有することとなるような株券等の取得であっても、相対取引を容認すべきである。		
関係法令	証券取引法第 27 条の 2 及び第 24 条	共管	なし
制度の概要	証券取引法においては、原則として、株券等 3 分の 1 以上の割合を保有することとなるような株券等の買付けは、公開買付けの方法によらなければならない（3 分の 1 基準）。この基準は、有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券等が対象となっている。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申 【第 1 章 1 . 2 (2)】</p> <p>発行登録制度は投資家が継続開示情報を参照することを前提としており、発行登録をした者（発行登録者）が新しい参照情報を提出した場合、効力停止期間が発生する。これに対して、投資家はこの期間中に投資判断を行うこととなるが、例えば、新たに有価証券報告書が出された場合、4 日間の効力停止期間が熟慮期間として投資家に与えられる。</p> <p>一方、E D I N E T（Electronic Disclosure for Investors' NETwork：証券取引法に基づく有価証券届出書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じれば、提出の翌日から投資家は誰でもインターネット上で情報を得ることが可能となっている。</p> <p>したがって、こうした情報技術の発展を考慮し、効力停止期間を短縮することについて、具体的な短縮期間を含めて検討を行い、措置すべきである。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成 15 年 4 月)		
(説明)			
<p>平成 14 年 12 月 16 日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「一定の客観的な要件を満たす場合においては、事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、総株主の議決権の 3 分の 1 を超える場合における著しく少数の者からの株券等の買付け等に係る公開買付規制の適用除外とすることが適切であると考えられる」とされており、これを踏まえ、総株主の議決権の 3 分の 1 を超える場合における著しく少数の者からの株券等の買付け等のうち一定の要件を満たすものについて公開買付規制の適用除外とすることとしている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	株式の公開買付制度の見直し		
意見・要望等の内容	株式交換、株式移転により上場廃止された会社の株式の譲渡については、公開買付規制は適用されないものとしていただきたい。		
関係法令	証券取引法第 27 条の 2 及び第 24 条	共管	なし
制度の概要	株式交換、株式移転により上場廃止となった会社の株式を譲渡する場合、上場廃止後であっても公開買付規制が適用される。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>公開買付規制は有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である株券等を対象としており、このような株券等を市場外において買付けようとする場合について、公開買付規制を課すことにより投資者保護（投資者に対する情報開示及び株主の平等待遇の保証）及び有価証券取引の円滑化を図るものである。</p> <p>有価証券報告書の提出義務者は、証券取引所に上場されている有価証券、店頭登録されている有価証券、その募集若しくは売出しにつき有価証券届出書を提出した有価証券又は最近 5 事業年度末日における株主数が 500 名以上である株券若しくは優先出資証券の発行者とされており、当該有価証券の上場が廃止された場合であっても、他の要件に該当する場合には有価証券報告書の提出義務は消滅しない。</p> <p>したがって、公開買付規制の趣旨に鑑みれば、このような場合について公開買付規制を課さないこととするのは、投資者保護の観点から、適切でないと考えられる。</p> <p>なお、平成 14 年 12 月 16 日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「一定の客観的な要件を満たす場合においては、事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、総株主の議決権の 3 分の 1 を超える場合における著しく少数の者からの株券等の買付け等に係る公開買付規制の適用除外とすることが適切であると考えられる」とされており、これを踏まえ、総株主の議決権の 3 分の 1 を超える場合における著しく少数の者からの株券等の買付け等のうち一定の要件を満たすものについて公開買付規制の適用除外とすることとしている。</p> <p>さらに、同報告では、「社債の募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出したことにより有価証券報告書提出会社となった会社の株券等が公開買付規制の対象となることについて見直すべきであるとの指摘があるが、「公開買付制度のあり方」として、今後、検討すべき課題である」とされている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連								
項目	C Pの発行に係る企業内容等開示義務の適用除外										
意見・要望等の内容	発行から償還まで期間が1年を超えない短期社債（外国法人による発行を含む。）については、企業の日常的な資金調達を行うというC Pの本来の役割を阻害しないようにするため、証券取引法第3条の適用免除証券として位置付けるか、現行の米国におけるC Pの例外措置と同様に、証券取引法第2章に規定する「企業内容等の開示」に関する例外規定を整備し、発行登録や情報開示を不要とすべきである。										
関係法令	証券取引法第2章	共管	なし								
制度の概要	平成14年4月に施行された「短期社債等の振替に関する法律」により、C Pが従来の約束手形から「短期社債」という名称で「社債」として定義され、社債と同様の公募・私募の概念が適用され発行登録や情報開示等が求められている。										
計画等における記載の状況	「該当なし」										
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年4月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>										
<p>（説明）</p> <p>証券取引法に基づく開示制度は、有価証券の内容、その発行者の財務内容、事業内容等の情報を正確、公平かつ適時に開示することにより、投資者保護及び有価証券の円滑な流通を図ろうとするものであり、このような開示制度の趣旨に鑑み、証券取引法上の有価証券である短期社債について開示規制の適用除外とすることは適切ではないと考えられる。</p> <p>しかしながら、証券取引法上、短期社債は社債と定義されるものの、その商品性を従来のC Pと同様のものとするとともに機動的な発行を可能とする観点から、開示規制において、発行登録追補書類の提出を免除し、発行登録追補目論見書の交付を不要とする等の措置を講じているところである。</p>											
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室										

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	発行登録制度の適用会社の拡大		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 発行登録制度を、現在、組込方式が認められている会社にも拡大して認められるようにしていただきたい。 株式移転前の会社で認められていた発行登録を、持株会社でも引続き可能となるようにしていただきたい。 		
関係法令	証券取引法第23条の3及び第5条第4項、 企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 現行の証券取引法においては、発行登録制度を利用できる会社の条件は、参照方式による届出を認められている会社とされている。 株式移転により持株会社を設立した場合、発行登録制度が利用できない。 		
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申</p> <p>【第2章3.3(1)】</p> <p>発行登録制度の利用適格会社の拡大に当たっては、投資家保護上のディスクロージャー制度の趣旨を十分に踏まえた上で、</p> <p>現在、発行登録制度の利用が認められていない未上場・未登録の外国会社について、未上場・未登録の内国会社同様にその利用を認めること</p> <p>株式移転前は発行登録制度の利用が認められていた会社が、株式移転後に新設された持株会社の完全子会社となった場合、新設持株会社についても利用適格を認めること</p> <p>について検討し、結論を得るべきである。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	(実施(予定)時期:平成15年4月)		
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> 発行登録制度は、企業情報等の周知性が十分に認められるものとして、継続開示要件(1年間以上の継続開示)及び一定の周知性要件(株券の市場における売買総額等)を満たす企業が利用することができることとされている。しかしながら、組込方式が認められている会社は、継続開示要件のみ満たす会社であるため、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されているとは考えられない。 したがって、このような会社について発行登録制度の適用を認めることとした場合、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出するだけで有価証券の取得、売り付けができることとなり、投資者は発行会社の企業情報等を十分に考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資家保護の観点から、組込方式のみが認められている会社に発行登録制度の適用を認めることは適当ではないと考える。 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として「新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和を行うべきである」とされ、これを踏まえ、株式移転により設立された持株会社(完全親会社)が発行登録制度の利用適格要件として1年以上の継続開示要件を満たさない場合については、当該完全親会社の完全子会社(複数の場合は、そのうちの一定割合以上の完全子会社)が株式移転の日の前日において利用適格要件を満たしていたこと等を要件として、当該完全子会社が提出した有価証券報告書を当該完全親会社が提出した有価証券報告書とみなして継続開示期間を判断することとする措置を講ずることとしている。 		
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	適格機関投資家の範囲の拡大		
意見・要望等の内容	適格機関投資家の範囲を、例えば有価証券報告書提出会社全体に拡大する、ベンチャーキャピタルや投資経験のある富裕な個人も含めるなど、大幅に拡大すべきである。		
関係法令	証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	共管	なし
制度の概要	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関と、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額500億円以上で金融庁長官に届出を行った者に限られる。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第2次答申 【第2章3.3(3)】</p> <p>現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。投資勧誘に際して適格機関投資家を対象とする場合、有価証券届出書等の提出を行わずに多数の者を相手方とすることができる（いわゆる「プロ私募」）が、適格機関投資家の範囲は限定列挙されており、例えば、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンド、投資経験のある富裕個人層等は含まれていない。</p> <p>しかし、私募市場における投資家層の裾野を拡大することは、アーリーステージにある企業の資金調達環境を整備することに繋がる。</p> <p>したがって、適格機関投資家の範囲を拡大し、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンド、投資経験のある富裕個人層を含めることについて検討を行い、結論を得るべきである。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(実施(予定)時期：平成15年4月)</p>			
<p>(説明)</p> <p>平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として「企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大」を行うべきであるとされ、これを踏まえ、ベンチャーキャピタル会社（資本金5億円以上の株式会社）、中小企業等投資事業有限責任組合、厚生年金基金（最近事業年度末における純資産額100億円以上）、貸借対照表上の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上500億円未満の事業会社（有価証券報告書提出会社）で金融庁長官に届出を行った会社等を適格機関投資家の範囲に追加する措置を講ずることとしている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連、企業の資金調達の円滑化に関する協議会、日本資本市場協議会、リース事業協会	
項目	訂正発行登録提出基準の緩和			
意見・要望等の内容	取引先金融機関の名称変更など、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事由については、今後は対象から外すなど、発行登録停止事由の規制緩和を行うことを通じ、無意味な発行登録停止期間ができるだけ発生しないように資本市場の実態に合わせ、訂正発行登録提出基準を見直すべきである。			
関係法令	証券取引法第 23 条の 4、企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 5 第 1 項及び第 2 項、企業内容等の開示に関する留意事項 23 の 4-1 及び 23 の 4-2	共管	なし	
制度の概要	国内社債を発行登録に基づき発行する場合、発行の都度、発行登録追補書類を作成する必要がある。また、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の提出後、訂正発行登録書の提出が義務付けられているが、この訂正発行登録書提出後は、提出事由に応じ一定の発行登録停止期間が生じる。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申 【第 2 章 3 . 3 (2) 】</p> <p>訂正発行登録書の提出基準の緩和【平成 15 年度中に検討・結論】</p> <p>発行登録者が新しい参照書類を提出した、発行予定総額を減額した等の場合、訂正発行登録書の提出が必要となる。この際、発行登録の効力は停止されるが、これは投資家に熟慮期間を与えるために設けられている。しかし、例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項については、提出基準を緩和することが可能であると考えられる。</p> <p>したがって、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項について、訂正発行登録書の提出基準を緩和すべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>訂正発行登録書は、参照書類と同種の書類が新たに提出された場合、発行予定総額の減額、主たる引受証券会社の異動、発行登録の効力発生予定日の変更又は発行登録が必要であると認めた場合に提出することとされている。</p> <p>発行登録制度においては、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出すれば、直ちに有価証券を取得させ、又は売り付けることが可能となるため、投資者はあらかじめ発行登録書によって企業情報等を把握しておく必要があることから、上記の事由のような投資家の投資判断に影響を及ぼすと考えられる事項に変更があった場合には、訂正発行登録書によりその情報を開示する必要があると考えられる。</p> <p>なお、現行においても、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えられない事項についてまで訂正発行登録書を求めているものではないと考えているが、訂正発行登録の提出が不要であると考えられる具体的な事項について、これらを明記するか否かを含め検討することとしたい。</p>				
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連、企業の資金調達の円滑化に関する協議会、日本資本市場協議会					
項目	追補書類提出後の追補書類訂正の容認							
意見・要望等の内容	一旦提出した追補書類の訂正について、市場の実勢の性質を考慮して、再度、再々度の訂正もあり得るという柔軟なスタンスで開示府令を見直すべきである。							
関係法令	証券取引法第 23 条の 4 及び第 23 条の 8	共管	なし					
制度の概要	一旦提出した追補書類の訂正については、法制上の手当てがなされていないため、認められないこととなっており、追補書類提出後の発行額増額の道が閉ざされている。							
計画等における記載の状況	「該当なし」							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>発行登録制度においては、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出すれば、直ちに有価証券を取得させ、又は売り付けることが可能となるため、発行登録追補書類の提出後に当該発行登録追補書類の訂正した場合、投資者にとって、訂正前後において投資判断に直接的に影響を及ぼす証券情報に格差が生じることとなるため、発行登録追補書類の訂正は、発行登録制度にはなじまないものと考えられる。</p> <p>なお、投資者保護上、発行登録追補書類の記載内容を訂正する必要がある場合には、訂正発行登録書により対応することは可能である。</p>								
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室							

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連
項目	自己株券買付状況報告書の様式の簡素化		
意見・要望等の内容	自己株式の買付状況等について、取得日ごと若しくは処分ごとに記載するよう求められているが、1ヶ月合計で記入すれば足りるものとしていただきたい。		
関係法令	証券取引法第24条の6第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第17号様式	共管	なし
制度の概要	<p>自己株券買付状況報告書は、自己株式取得の透明性を高め投資家保護を図るために、株主総会において決議された自己株式の取得等の状況を発行会社から開示させるものである。</p> <p>当該報告書には、報告月における取得日ごとの取得自己株式、報告月末現在の累計取得自己株式及び処分日ごとの処分自己株式等を記載し、当該報告書を各報告月の翌月15日までに提出しなければならないこととされている。</p>		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) <p>平成13年の商法改正により、商法上、自己株式の取得は原則禁止から原則自由となり、会社がより能動的意思により自己株式の取得を行うことが可能となった。具体的には、取得自体には目的が制限されないことから、市場実勢を見ながら能動的・機動的に自己株式の取得を行うことが可能となった。</p> <p>その一方で、株式市場の公正性、健全性を確保する観点から、自己株式に関するインサイダー取引や相場操縦といった不公正取引を防止する必要がある、その防止策の一環としてディスクロージャーを強化することとし、自己株式の取得・処分の状況については、その取得日・処分日ごとの数量の開示を求めることとしたものであり、1か月合計の数字の記載は適切ではない。</p>			
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連、リース事業協会、オリックス、企業の資金調達円滑化に関する協議会、日本資本市場協議会													
項目	資本市場における円滑な資金調達環境の整備															
意見・要望等の内容	<p>社債の発行登録制度（既存国内MTNプログラムを含む）における発行登録の効力停止期間の廃止若しくは短縮。</p> <p>従来の手形CPと同様、少人数向け私募の要件を口数が50未満であることのみとすべきである。</p> <p>短期社債についても、単体では継続開示していない金融子会社のCP公募発行が可能となるよう、証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正すべきである。</p>															
関係法令	証券取引法第23条の5及び第23条の11、 企業内容等の開示に関する留意事項23の5-3	共管	なし													
制度の概要	<p>社債は発行登録制度により開示制度が改善されているが、未だ不十分である。国内MTNプログラムも、訂正発行登録が多く、最新情報が見づらい問題点を抱えている。このため、投資家にとって使いづらいものになると同時に、発行体にとっても機動的な発行が妨げられる要因となっている。</p> <p>短期社債で少人数向け私募を行う際には、当該短期社債等の口数が50未満であることに加え、当該社債を分割できない旨の制限が付され且つその制限が付されていることが明白となる名称が付されている必要がある。</p> <p>短期社債については、発行に際して証券取引法上従来の社債の規定と同様の私募・公募の概念が適用されており、金融子会社によるCPの公募発行が実務上困難と想定される。</p>															
計画等における記載の状況	「該当なし」															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成15年4月）</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済	措置するか否かを含めて検討中															
措置予定	具体的措置の検討中															
（説明）																
<p>発行登録制度では、発行登録書への企業情報の記載に代えて継続開示情報を参照することを前提とすることにより手続の簡素化が図られていることから、参照情報等に変更があった場合にはその情報を投資者に周知する必要があるため、その熟慮期間としての発行登録効力停止期間が必要である。したがって、訂正発行登録書に係る発行登録効力停止期間の廃止は、投資者保護の観点から、適切ではない。</p> <p>しかしながら、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「発行登録書、訂正発行登録書については、平成14年6月からEDINETによる提出・縦覧が開始されており（平成16年6月からは原則適用）、インターネット等を通じた投資家への迅速な情報提供が可能となった」ことから「EDINETにより訂正発行登録書が提出された場合について、当該訂正発行登録書に係る情報の投資家による熟慮期間を確保しつつ、発行登録に係る効力停止期間の短縮を図ることが適切である」とされ、これを踏まえ、EDINETにより提出された訂正発行登録書に係る発行登録効力停止期間を短縮する措置を講ずることとしている。</p> <p>証券取引法上、短期社債は「社債」と位置付けられていることから、少人数私募の要件について約束手形である従来のCP社債と同様に取り扱うことは困難であるが、短期社債に係る私募の要件については、短期社債の性格、商品性を十分考慮したものとなっている。</p> <p>発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社（利用適格要件を満たす会社）についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられず、このような会社について発行登録制度の利用を認めることとした場合、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。</p>																
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室															

分野	証券	意見・要望提出者	日本経団連、リース事業協会	
項目	証券取引法第5条による届出書及び同第13条による目論見書の記載事項の見直し等			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストックオプション付与対象者全員の氏名、そのストックオプション付与株数については届出書、目論見書の記載事項からの除外を求める。 ・ ストックオプション付与対象者が50名以上であったとしても、届出書提出、目論見書交付の対象となる募集とならないように、証券取引法の改正を要望する。 ・ 会社(当該会社の連結対象会社を含む。)の役職員にストック・オプションを付与する場合には、目論見書交付を省略できるものとする。 			
関係法令	証券取引法第5条及び第13条	共管	なし	
制度の概要	<p>商法第280条の19による新株の引受権を付与する際、証券取引法第4条による募集の届出が必要となる。証券取引法第5条では届出書の記載事項と添付書類が定められているが、そこでは明記されていないにもかかわらず、実際の届出の際、届出書において新株引受権の付与に関して付与の対象者全員の氏名、その付与株数を記載しなければならないとされ、同第15条において募集時に交付すべきものとされている同第13条の目論見書においても同内容が記載されるべきとされている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)ウ 】</p> <p>自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストックオプションについては、その付与時における有価証券届出書の提出及び目論見書の交付を不要とするよう、所要の措置を講ずる。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成14年4月)				
(説明)				
<p>発行会社が開示会社である場合は、取締役及び使用人(完全子会社の取締役及び使用人を含む)を対象とするストック・オプションの付与については、これらの者は自社の情報を把握しており、又は容易に把握できると考えられることから、ストック・オプションが「新株予約権証券の譲渡」と構成されることとなったことを機に、有価証券届出書の提出及び目論見書の交付による情報開示を不要とすることとされた。</p> <p>一方、発行会社が非開示会社である場合は、有価証券報告書が提出されていないため、特に使用人にとって会社の情報を入手することは容易でないと考えられることから、非開示会社はその使用人に対してストック・オプションを付与する場合については「会社情報」として商法に規定する営業報告書等を付与の際に交付することを条件として、この特例措置を認めることとした(平成14年4月1日実施)。</p>				
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	企業の資金調達の円滑化に関する協議会、 日本資本市場協議会													
項目	発行登録、追補書類提出方法の合理化															
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年 6 月より社債の発行の際に提出が必要となる発行登録書などが、EDINETを利用した電子書類での提出が可能となる予定であるが、政令にて具体的な対象となる項目を早く明らかにしてほしい。 更には、当システム使い勝手の向上のために、改善要望を適宜受け入れ、システムの改善の反映を機動的にお願いしたい。 															
関係法令	証券取引法第 23 条の 3 及び第 23 条の 8	共管	なし													
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 発行登録書、訂正発行登録書、発行登録追補書類の原本を関東財務局へ持参しなくてはならず、提出に要する手間・時間・費用が余計にかかるようになり、条件決定のカットオフタイムが大幅に早まったばかりではなく、当局側の待機体制も整ってなく効率的でない。また、一部関東財務局の出張所でも可であるが、実際は担当官が不在である場合など、最も即時性が要求される発行登録追補書類の性質から、結局原本を関東財務局へ持参せざるを得ない。 さらに、現在EDINETによる発行登録書の提出が可能となる準備が整いつつあるが、使い勝手などは実際に利用してみなくては分からず、改善要望の受付の窓口の設置や要望の機動的なフィードバック体制の構築をお願いしたい。 															
計画等における記載の状況	「該当なし」															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成 14 年 6 月)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済	措置するか否かを含めて検討中															
措置予定	具体的措置の検討中															
(説明)																
<ul style="list-style-type: none"> 有価証券届出書、発行登録書等の発行開示書類についてのEDINETを利用した提出は既に実施されている(平成 14 年 6 月 1 日)。 EDINETの運用に当たっては、提出会社等からの問い合わせ等に対応するための窓口として、関東財務局に「ヘルプデスク」を設置し、随時、システム運用等に対する意見・質問等を受け付けているところである。 																
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室															

分野	証券	意見・要望提出者	企業の資金調達円滑化に関する協議会、 日本資本市場協議会													
項目	ユーロMTN的な機能を含む電子社債の実現															
意見・要望等の内容	振替社債法の枠組みで整備される電子社債を、ユーロMTN並みの機能と使い勝手の良さを実現できるものとされたい。															
関係法令	証券取引法第23条の8第2項	共管	なし													
制度の概要	現行のMTNは、開示府令に基づき設計されているので、欧米のMTNとは全く異なった存在であり、例えば利用適格要件が定められていることや、訂正発行登録書への訂正が入るたびに効力が停止されてしまうこと、発行登録追補書類などの提出書類の原本を遅滞なく関東財務局へ持参する必要があるなど、プログラムの維持やメンテナンスに過大な手間がかかるなど発行の機動性や業務量の削減が実現する見込みがなく、魅力を感じることができないため市場も全く発達していない。															
計画等における記載の状況	「該当なし」															
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="border: none;">検討中</td> <td style="border: none;">措置困難</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置済</td> <td colspan="2" style="border: none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置予定</td> <td colspan="2" style="border: none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成14年6月)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済	措置するか否かを含めて検討中															
措置予定	具体的措置の検討中															
(説明)																
<p>証券取引法に基づく発行登録制度は、将来、有価証券の発行を予定している者が発行予定有価証券の種類、発行予定期間、発行予定額等を記載した発行登録書をあらかじめ提出しておくことにより、有価証券の発行時には新たに有価証券届出書を提出することなく、発行条件のみを記載した発行登録追補書類を提出するだけで、機動的に当該有価証券を取得させ、又は売り付けることができる制度であり、電子社債についてもこの制度が適用される。</p> <p>発行登録制度の趣旨は機動的な有価証券の発行を可能とすることであり、発行者に係る情報については当該発行者が提出した有価証券報告書等の継続開示書類を参照することとしているため、発行登録制度の利用対象者はその者に係る情報が既に公衆に広範に提供されている場合に限定する必要がある。その判断基準として利用適格要件を設けているものであり、利用適格要件の撤廃は適切ではない。</p> <p>また、発行登録制度の趣旨から、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出すれば、直ちに有価証券を取得させ、又は売り付けることが可能となるため、投資者はあらかじめ発行登録書によって企業情報等を把握しておく必要があることから、投資者の投資判断に影響を及ぼすと考えられる事項に変更があった場合には、訂正発行登録書により、その情報を開示する必要があり、訂正発行登録書の提出を不要とすることは適切ではない。</p> <p>さらに、参照情報等に変更があった場合にはその情報を投資者に周知する必要があるため、その熟慮期間として、発行登録の効力停止期間については存在意義があり、訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の廃止は、投資者保護の観点から、適切ではない。</p> <p>なお、発行登録追補書類等の発行開示書類については、平成14年6月1日よりEDINETを通じて電子的方法による提出が可能となっており、発行登録追補書類等の提出のために財務(支)局に向く必要はない。</p>																
担当局課室等名	総務企画局企業開示参事官室															

分野	保 険	意見・要望提出者	E U				
項 目	ブローカー業務に関する法律及び関連規則の改正						
意見・要望等の内容	・ブローカーが代理店と一緒に活動し、正規な活動の一部として保険料を徴収することを可能にすべく、ブローカー業務に関する法律及び関連規則を改正する。ブローカーは個人よりも、産業や経験豊かな企業の立場に立つということを念頭において、保険会社を経由せずにブローカーが金融庁に特別あつらえの保険商品を直接届け出ることを認める。						
関係法令	保険業法施行規則第 230 条	共 管	なし				
制度の概要	・保険仲立人（ブローカー）は保険契約の媒介を行うことができるが、保険料の徴収等、他の損害保険代理店や保険会社が行える業務が認められていない。						
計画等における記載の状況	「該当なし」						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>保険会社の代理として保険料の徴収を認めることについては、保険仲立人（ブローカー）は、代理店とは異なり、保険会社から独立した立場で顧客のために保険契約締結の媒介を行うことが求められており、当該業務を認めることは困難である。</p> <p>また、保険会社を経由せずにブローカーが直接金融庁に特別あつらえの保険商品を届けることを認めることについては、実際に保険リスクを引き受けるのは保険会社であること、保険事故が発生した場合の損害調査なども保険会社が行うこと等を考慮する必要があるとあり、これらの業務を行わないブローカーに、保険商品の開発を認めることが適当であるとは考えられない。</p>							
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室						

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災、 日本経団連
項 目	保険契約移転時における移転単位の見直し		
意見・要望等の内容	・既存保険会社の再編において、顧客別、地域別の分社を可能とし、再編に係る選択の幅を広げる観点から、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認める。		
関係法令	保険業法第 135 条	共 管	なし
制度の概要	・保険契約の移転においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならないこととされている。		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第 2 次答申【第 2 章 3 金融 1 (5) 】 保険契約移転時における移転単位の見直し【平成 14 年度中に検討開始、平成 15 年度中に結論】 (略)責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得るべきである。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保のためには、責任準備金の公平な分割が求められるものであり、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行う。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会
項目	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び直接投入		
意見・要望等の内容	・株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定へ保険料の直接投入を可能とすべく法令上措置する。		
関係法令	保険業法第97条、第118条等	共 管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことがみとめられていない。 ・また、特別勘定への資金を投入する際、一般勘定を経由することとなっている。 		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（6）】【 2（3）エ 】 特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討を開始する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 保険料の收受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのかどうかという観点や、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、特約部分について現物資産による直接の受払いを認めた場合に問題が生じないかという観点に留意しつつ、その是非を含めて引き続き検討を行っている。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、 全国信用金庫協会、東京海上火災、 オリックス
項目	生命保険の構成員契約規制の廃止		
意見・要望等の内容	・生命保険の構成員契約規制を廃止する。		
関係法令	保険業法第300条第1項第9号、 同施行規則第234条第2号、 平成10年大蔵省告示第238号	共 管	なし
制度の概要	・企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）エ 】 生命保険の構成員契約規制 行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	構成員契約規制の在り方については、保険募集の在り方全体の観点から金融審議会等の場において引き続き検討する。		
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会													
項 目	子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大															
意見・要望等の内容	・保険会社が従属業務会社及び金融関連業務会社を子会社化した場合についても、合算株式保有規制の例外を認める。															
関係法令	保険業法第 107 条、同施行規則第 58 条	共 管	なし													
制度の概要	・保険会社が他の会社を子会社化した場合の合算株式保有規制の例外が、銀行、保険会社等を子会社化した場合に限られている。															
計画等における記載の状況	「該当なし」															
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:20%; border:none;">検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:20%; border:none;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div> </td> <td style="border:none;"> <div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">(実施(予定)時期:</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>			(実施(予定)時期:)
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置済 措置予定 </div>	<div style="border-left:1px solid black; border-right:1px solid black; padding:5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>															
(実施(予定)時期:)													
<p>(説明)</p> <p>合算株式保有規制の例外の拡大については、例外を設ける趣旨が、保険会社が多様な金融業務を展開することを目指してその組織形態を変更する場合に特に認められたものであり、例外の範囲を金融業務を営まない会社にまで拡大することは不適當。</p>																
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課															

分野	保 険	意見・要望提出者	日本経団連												
項目	保険会社及び信託銀行等の子会社による企業年金制度管理の共同事業化														
意見・要望等の内容	・保険会社の子会社及び保険持株会社の子会社が営める金融関連業務として、確定給付型企業年金に係る制度管理に関する業務を追加する。														
関係法令	保険業法第 106 条、 同施行規則第 56 条の 2、第 210 条の 7	共 管	なし												
制度の概要	・保険会社及び保険持株会社の子会社が行うことのできる業務として、確定給付年金に係る制度管理業務が明確に規定されていない。														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">検討中</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(実施(予定)時期：平成 14 年 10 月 1 日)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>(説明)</p> <p>・保険会社の金融関連業務を営む子会社の業務範囲に確定給付年金に係る制度管理業務を追加した。【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 57 号)】</p>															
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課														

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災 生命保険協会、日本経団連													
項 目	保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社における業務範囲の拡大															
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務範囲の拡大 ・ 不動産投資顧問業務 ・ 保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売 															
関係法令	保険業法第 106 条、第 271 条の 22、 同施行規則第 56 条の 2、第 210 条の 7、 事務ガイドライン第二分冊 1 - 4 - 1 (2)	共 管	なし													
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売が認められていない。 															
計画等における記載の状況	「該当なし」															
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; border-right: 1px dashed black;">措置済・措置予定</th> <th style="width: 20%;">検討中</th> <th style="width: 20%;">措置困難</th> <th style="width: 20%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施 (予定) 時期 :)</td> </tr> </tbody> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</div>			(実施 (予定) 時期 :)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</div>															
(実施 (予定) 時期 :)																
(説明) <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産投資顧問業務については、本業との親近性が薄いことから措置困難。 ・ 保険会社の従属業務を行う子会社は主として当該保険会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものを子会社とすることを認めているところであり、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売のみを行う会社を従属業務子会社とすることは困難。 																
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課															

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災、 生命保険協会	
項 目	保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大			
意見・要望等の内容	・「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等について、兼営を認められている業務以外の金融関連業務についても兼営を認める。			
関係法令	保険業法第 106 条、同施行規則第 56 条の 2	共 管	なし	
制度の概要	<p>・「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う会社は、当該業務と以下の業務のほか他の業務を営まない場合に限り、保険会社の子会社対象会社とすることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険募集 ・ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務 ・ 保険募集を行う者の教育を行う業務 ・ 保険業務の付随業務として認められているもの 			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申【第 2 章 3 金融 1 (5) 】</p> <p>保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大 【平成 15 年度中に検討・結論】</p> <p>(略) 本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということをおお々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、「危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務（保険業法施行規則第 56 条第 2 項第 8 号）」、「健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言（同 9 号）」、「保険事故の報告取次、保険契約の相談（同 11 号）」、「自動車修理業者などの斡旋・紹介（同 12 号）」といった業務についても同一の会社で営むことが可能となるよう、保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲の拡大について検討し、結論を得るべきである。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲の拡大については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということをおお々に検証した上で、検討する。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会				
項目	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化						
意見・要望等の内容	・ 保険会社及び持株会社の子会社について、一般的に不動産賃貸業務を行えるようにしたい。						
関係法令	保険業法第 106 条、第 271 条の 22、 同施行規則第 56 条の 2、第 210 条の 7	共 管	なし				
制度の概要	・ 保険会社及び保険持株会社は、「自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務」を営む会社を子会社とすることができる。						
計画等における記載の状況	「該当なし」						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>保険会社の子会社が、自らを子会社とする保険会社のために行う投資業務の一環として、広く一般的に不動産賃貸業務を行うことは、保険会社のリスク管理上の観点や他業禁止の観点から適切ではなく、認められない。</p>							
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課						

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災、 生命保険協会	
項 目	保険会社の資産運用に関する規制改革			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の資産別運用比率規制を撤廃する。 ・ 外貨建保険契約に対応するものとして区分されている当該外貨による資産を、外貨建資産運用制限の対象となる外貨建資産から除外する。 			
関係法令	保険業法第 97 条の 2、同施行規則第 48 条	共 管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の 30%以内、不動産の保有は総資産の 20%以内等の規制がある。 			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）エ 】</p> <p>保険会社の資産別運用比率規制の廃止</p> <p>保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシーマージン（支払余力）比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成 14 年度末までに廃止を視野に入れて見直し、所要の措置を講ずる。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>金融審議会第二部会中間報告（平成13年 6 月26日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実（平成13年 9 月～ オフサイトモニタリング導入）等を図ってきた。</p> <p>資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、I A I S（保険監督者国際機構）において資産運用に関する法的規定が求められていること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを検討するなど、資産別運用比率規制について見直しを図っているところである。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災、 生命保険協会、	
項 目	従属業務子会社の収入依存度規制の緩和			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の従属業務を営む子会社に係る収入依存度規制における収入依存先を、現行の保険会社及びその子会社から、保険会社の子法人等、関連法人等及び保険代理店まで拡大する。 ・ 複数の保険会社や金融機関の共同出資により、従属業務を営む子会社等を設立することが可能となるよう、現行 50% 以上である収入依存度規制を緩和する。 ・ 役員・従業員からの収入を、収入依存先の計算に含めるのは一部の従属業務子会社に限っているが、全ての従属業務子会社について認める。 			
関係法令	保険業法第 106 条、 平成 14 年金融庁告示第 38 号	共 管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。 ・ 従属業務子会社のうち一部(福利厚生、物品購入、印刷製本、教育研修)については、収入依存度の算出について、親保険会社及びその子会社の役職員からの収入を含めている。 			
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申【第 2 章 3 金融 1 (5) 】</p> <p>従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大【平成 15 年度中に検討】</p> <p>(略)従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先については、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討すべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検 討 中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、保険業法上、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限って子会社とすることが認められているものであり、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する。 ・ 従属業務そのものは保険業からみれば他業であるが、分社化を通じた経営の効率化等の観点から、収入依存度規制を課すことによって、保険業務に従属する業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。 <p>したがって、資本関係のない複数の保険会社等による従属業務を営む会社を共同で設立することについては、保険</p>				

会社経営の効率化の観点を踏まえ、従属業務の在り方について検討する必要がある。

- ・ 役職員からの収入を収入依存先の計算に含めるのを全ての従属業務子会社に認めることについては、現在認めている以外の従属業務（広告、宣伝、事業用自動車の管理等）については、役職員からの収入が通常は想定できないものである。

担当局課室等名

総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会								
項目	保険相互会社の基金制度の見直し										
意見・要望等の内容	・ 保険相互会社の基金に関し、授權資本に準じた概念の導入（調達時期、調達額の決定に係る柔軟性の向上）、流通性の拡大のために必要な手当てを行う。										
関係法令	保険業法第 22 条、第 55 条、第 60 条	共 管	なし								
制度の概要	・ 保険相互会社に認められている基金については、現行では定款変更により基金の総額の増額・新たな募集が可能であるが、定款変更は総代会での決議を要し、かつ、株式会社における授權資本の概念が取り入れられていないため、調達時期等において自由度が極めて限定されている。また、基金の償却方法については、監督当局の認可事項となっている。										
計画等における記載の状況	「該当なし」										
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘ </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘ </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 其他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成 14 年 3 月 25 日）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 其他		（実施（予定）時期：平成 14 年 3 月 25 日）			
措置済・措置予定 ┌───┐ │ 措置済 │ │ │ │ 措置予定 │ └───┘	検討中 ┌───┐ │ 措置するか否かを含めて検討中 │ │ │ │ 具体的措置の検討中 │ └───┘	措置困難 其他									
（実施（予定）時期：平成 14 年 3 月 25 日）											
（説明） 事務ガイドラインを改正し、基金調達の時期を総代会決議において定めた時期とする等、基金の調達手続の弾力化を行った。 なお、基金の流通性の拡大については、現行においても S P C を活用して証券化することで対応可能となっている。											
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課										

分野	保 険	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、 全国信用組合中央協会、リース事業協会、 オリックス、E U	
項 目	銀行及び銀行子会社等による保険商品の販売規制の緩和			
意見・要望等の内容	・銀行及び銀行子会社等が販売可能な商品を制限しない。			
関係法令	保険業法第 275 条、 同施行規則第 211 条から第 211 条の 3 等	共 管	なし	
制度の概要	<p>・銀行等による保険商品の窓口販売については、平成 13 年 4 月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。</p> <p>・また、平成 14 年 10 月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。あわせて、銀行等の子会社である証券専門会社及び金融関連業務を専ら営む子会社の保険募集については、銀行等が子会社として保険会社を有している場合に限り認めていたが、平成 14 年 10 月より、保険子会社の有無にかかわらず、銀行等の証券子会社等において、保険募集（銀行等が営める保険募集の範囲に限る。）に関する業務を営むことができることとした。（平成 14 年内閣府令第 57 号「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」）</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定）</p> <p>【 2（3）エ 】</p> <p>銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和</p> <p>銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成 15 年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 13 年内閣府令第 13 号）】</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>対象商品の更なる拡大については、平成 14 年 10 月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	東京海上火災
項 目	保険募集の総代理店制度の創設		
意見・要望等の内容	・保険会社の委託を受け、代理店との委託契約や代理店の管理等を行うことのできる総代理店制度を認める。		
関係法令	保険業法第2条、第275条、第283条、 第294条	共 管	なし
制度の概要	・現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申【第2章3金融1(5)】 保険募集人等の委託の在り方についての見直し【平成15年度中に検討・結論】 (略)保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行うべきである。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要であり、こうした観点を踏まえながら検討していく必要があると考えている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災					
項目	損害保険に関する契約者保護制度の見直し							
意見・要望等の内容	・破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更するなど、損害保険の特性を踏まえて、現行の損害保険に関する契約者保護制度制度を見直す。							
関係法令	保険業法第 241 条等	共 管	なし					
制度の概要	・現行の契約者保護制度は、保険会社が破綻した場合に、責任準備金（保険金等の支払のために積み立てられる準備金）を一定割合まで補償し、保険契約の継続を確保する仕組み。							
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第 2 次答申【第 2 章 3 金融 1（6）】 損害保険に関する契約者保護制度の見直し【平成 15 年度中に検討】 （略）損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討すべきである。							
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> </td> <td style="padding-left: 10px;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p> </td> <td style="padding-left: 10px;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="padding-left: 10px;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>（説明）</p> <p>損害保険に関する契約者保護制度については、昨年 12 月の総合規制改革会議答申において、損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、見直しについて検討すべきとされたところであり、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。</p>								
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室							

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本経団連
項目	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		
意見・要望等の内容	・特別勘定について100%の保全が行われるよう、保険関係請求権の特別先取特権の付与等必要な手当てを行う。		
関係法令	保険業法第97条、第118条等	共 管	なし
制度の概要	・保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取扱われる。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定）</p> <p>【 9（6）】【 2（3）エ 】</p> <p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全</p> <p>特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討を開始する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全について、幅広い観点から引き続き検討を行っている。</p>			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会
項目	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大		
意見・要望等の内容	・ 保険会社が日本船主責任相互保険組合の業務代理・事務代行を行うことを認める。		
関係法令	保険業法第 98 条	共 管	なし
制度の概要	・ 保険会社は、他の保険会社（外国保険会社を含む。）の保険業にかかる業務の代理又は事務の代行を行うことができるが、船主責任相互保険組合法に基づく日本船主責任相互保険組合は保険業法上「保険会社」に該当せず、保険会社はその業務の業務代理・事務代行ができない。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
日本船主責任相互保険組合が、非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ、保険会社と船主責任相互保険組合との間で代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。			
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	金融	意見・要望提出者	生命保険協会												
項目	保険会社本体における他の金融機関等の業務の代理や事務の代行の解禁														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社本体が他の金融機関の業務の代理や事務の代行を行うことを認める。 ・ 投資顧問契約締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。 														
関係法令	保険業法第 98 条	共管	なし												
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、保険会社の付随業務（保険業法第 98 条）として、他の保険会社の業務の代理・事務の代行を行うことが規定されている。 														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：法案成立後、公布の日から 1 月を超えない範囲内に施行予定）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行を行うことを保険会社の付随業務として規定することを内容とする「保険業法の一部を改正する法律案」を平成 15 年通常国会に提出済。</p> <p>なお、具体的に行える代理・代行業務の範囲については、資金の貸付の代理等、保険会社の固有業務との関連性、親近性があるものを内閣府令で規定することを検討している。</p>															
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課														

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会、 東京海上火災	
項 目	保険会社本体による介護・福祉関連業務への参入			
意見・要望等の内容	・ 保険会社本体による介護・福祉関連業務を認める。			
関係法令	保険業法第 98 条	共 管	なし	
制度の概要	・ 保険会社は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第 97 条）のほか、当該業務に付随する、法第 98 条第 1 項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>・ 保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、平成 14 年 4 月 4 日付で事務ガイドラインの改正を行い、当該業務が、法第 98 条第 1 項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 100 条において他業が禁止されていることに十分留意し、</p> <p>当該業務が、法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。</p> <p>当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。</p> <p>という観点を考慮して、判断することとしているところであるが、本件業務については、これらの要件を満たしているとはみなすことは困難であり認められない。</p> <p>なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。（法第 106 条、保険業法施行規則第 56 条の 2 第 2 項第 6 号）</p>				
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会												
項目	保険会社本体の行う業務範囲の拡大														
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社本体が幅広い信託業務を行えるよう保険業法上の業務範囲を見直す。 ・ 収納代行業務を行うことを認める。 ・ 「個人向けの投資アドバイス業務」を行えることを明確化する。 														
関係法令	保険業法第 98 条等	共 管	なし												
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第 97 条）のほか、法第 98 条第 1 項各号に掲げる業務その他の付随業務（第 98 条）、第 99 条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。 														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成 14 年 4 月 4 日 ）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、平成 14 年 4 月 4 日付で事務ガイドラインの改正を行い、『当該業務が、法第 98 条第 1 項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 100 条において他業が禁止されていることに十分留意し、 <ul style="list-style-type: none"> 当該業務が、法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号に掲げる業務に準ずるか。 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか。 という観点から考慮した取扱いとなっているか』との判断基準を提示したところであり、個々の業務に即して判断することとしている。 ・ 信託業務については、金融審議会第二部会の「信託に関するワーキング・グループ」において信託業務を行える者について議論が行われているところであり、これを踏まえた検討が必要。 															
担当局課室等名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課														

分野	保 険	意見・要望提出者	E U												
項 目	銀行が保険業を営むことを妨げている規定の廃止														
意見・要望等の内容	・銀行が保険業を営むことを妨げている規定を廃止する。														
関係法令	銀行法第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条の 2、保険業法第 97 条、第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 106 条	共 管	なし												
制度の概要	・銀行は銀行法等の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことを禁止されており、銀行本体が直接保険業を営むことは認められていない。														
計画等における記載の状況	「該当なし」														
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">検討中</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </tbody> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期：)															
<p>(説明)</p> <p>銀行等の金融機関は、各々の業務について高度の公共性を有しているため、事業の健全性維持、競争条件の公平性、利益相反行為の防止の観点から他業の制限を課すことが適当であり、銀行法上、銀行本体が保険業を営むことを認めていないものである。</p> <p>ただし、業態別子会社による相互参入については、リスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等が図られることから、経済・社会環境の変化を踏まえ、適正な競争を促進しつつ、利用者の多様化・高度化するニーズに応えるため、銀行子会社による保険業参入を 2000 年 10 月から、保険子会社による銀行業参入を 1999 年 10 月から各々解禁したところである。</p>															
担当局課室等名	総務企画局 信用課														

分野	保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会、東京海上火災保険	
項目	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し			
意見・要望等の内容	業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等までとし、関連法人等を除外する。			
関係法令	事務ガイドライン(1-4)	共管	なし	
制度の概要	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画(改定)」</p> <p>【 2(3)エ 】</p> <p>保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連会社等を外し、保険業法上の子会社子法人等に限定することについて引き続き検討を行い、平成14年度末までに結論を得る。</p>			
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにも、グループ全体としてのリスク管理という観点が必要となる。</p> <p>このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止観点から業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方に基づき、平成11年3月31日付事務ガイドラインに規定されたものである。</p> <p>よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。</p>				
担当課等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室			

分野	保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険
項目	自己・特定契約規制の撤廃		
意見・要望等の内容	法人代理店が、自己・特定者を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができないため当該規制を撤廃する。		
関係法令	保険業法第300条第1項第5号、 保険業法施行規則第234条第1号、 告示第238号 事務ガイドライン(2-2-(3))	共管	なし
制度の概要	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。		
計画等における記載の状況	「該当なし」		
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>自己・特定契約は、募集行為を伴わないことが通常であり、これに対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等特別の利益の提供となるおそれがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、規制を撤廃することは困難である。</p>			
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室		

分野	保険	意見・要望提出者	全国信用金庫協会、日本損害保険協会、	
項目	乗合代理店要件の撤廃			
意見・要望等の内容	他社で委託済の代理店に乗合う場合に、要件が充足できず乗合ができないケースがあることから、乗合代理店の要件を撤廃する。			
関係法令	保険業法第 282 条第 3 項、 保険業法施行令第 40 条、 告示第 228 号	共管	なし	
制度の概要	代理店が複数の保険会社と委託契約を締結し、乗合代理店となる場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2 名以上の募集人がおり、且つ、そのうち 1 名以上が専門課程を取得していなければならない（但し、クロス特例は 1 名）。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
生命保険募集人の乗合要件は、保険契約者の保護を図るという観点から定められたものであり、その規制を撤廃することは困難である。				
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室			

分野	保険	要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災保険、 日本経団連	
項目	保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の類型化			
要望の内容	保険業法における禁止行為（保険料の割引、割戻し、特別利益の提供等）について、廃止又は要件の明確化を図る。			
関係法令	保険業法第300条第1項各号	共管	なし	
制度の概要	保険募集における禁止行為として、保険料の割引、割戻し、特別利益の提供、比較広告、虚偽の告知、重要な事項の不告知、断定的判断の提供等が規定されている。			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」</p> <p>【9(9)】【2(3)エ21】</p> <p>保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化</p> <p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確化することにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約内容等についての比較広告規制については、</p> <p>i) これまでの事例において蓄積された禁止行為の該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させる。</p> <p>ii) 今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：15年3月19日改正)			
(説明)				
<p>保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為について、これまでの事例において蓄積された該当基準について、平成15年3月に事務ガイドラインの改正を行い、記載をより一層充実させた。</p>				
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室			

分野	保険	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、日本損害保険協会、リース事業協会、東京海上火災保険、オリックス
項目	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録手続等の簡素化等		
要望の内容	生命保険募集人及び損害保険代理店の役員・使用人に対する登録手続等の簡素化等を図る。		
関係法令	保険業法第 276 条(登録)、第 277 条(登録の申請)、第 280 条(変更等の届出)、第 302 条(役員又は使用人の届出)	共管	なし
制度の概要	生命保険募集人が所属する事務所の名称及び所在地の他、募集人個人の住民票にある住所等の登録が義務付けられており、所属する事務所や住所を変更した場合にも、変更等の届出が義務付けられている。また、損害保険代理店に所属する役員及び使用人についても、氏名及び住所の届出義務がある。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革の推進に関する第 2 次答申 【第 2 章 1 3 . 3 別表(1) 14】 募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載とする。 代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。 生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。</p> <p>【第 2 章 1 3 . 3 別表(1) 15】 損害保険代理店等の役員・使用人についての登録や変更等届出における住所記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。</p>		
対応状況	措置済・措置予定(上記 14、15)	検討中(上記 14、)	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期：平成 15 年 9 月 1 日施行予定)			
(説明)			
<p>生命保険募集人及び損害保険代理店の役員・使用人の登録・届出項目については、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保の観点から保険業法で定められている。</p> <p>上記目的に沿った適切な運営が確保されることを前提に、生命保険募集人等の登録・届出について簡素化を図るため、登録申請書の記載事項に係る「住所」を「生年月日」に変更することについては「保険業法の一部を改正する法律案」を平成 15 年通常国会に提出済。なお、その他については前記措置も踏まえた上で、引き続き検討を行う。</p>			
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室		

分野	保険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険協会、日本経団連、東京海上火災保険、E U	
項目	商品認可申請における審査基準の明確化等			
意見・要望等の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険商品の認可に際しての当局の審査基準につきネガティブリストを作成する等、基準の明確化を図る。 2. 保険商品の認可・届出に係る審査期間の短期化を図る。 3. 企業向け損害保険商品について、普通保険約款を自由化する。 4. 損害保険商品についてはファイル・アンド・ユース（届出使用制）を導入する。 5. 家計向け商品については、地震保険・自賠責保険等を除き、原則として届出制とする。また、企業向け保険についても、自動車保険のノンフリート契約を届出制とするなど、届出制の対象を拡大する。 			
関係法令	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険業法第5条（免許審査基準）、同施行規則第11条（事業方法書の審査基準）、第12条（保険料及び責任準備金の算定方法書の審査基準）、事務ガイドライン3-6-1 2. 保険業法第123条（事業方法書等に定めた事項の変更）、第125条（事業方法書等に定めた事項の変更の届出等）、同施行規則第246条第1項第13号（標準処理期間）、事務ガイドライン（1-10-10） 3～5. 保険業法第123条（事業方法書等に定めた事項の変更）、第125条（事業方法書等に定めた事項の変更の届出等）、同施行規則第83条（事業方法書に定めた事項の変更に係る届出） 	共管	なし	
制度の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険商品認可申請に等に対する審査基準は、保険業法（第5条）及び保険業法施行規則（第11条及び第12条）に定められている。 2. 認可申請に係る標準処理期間は90日（施行規則第246条）、届出に係る効力開始は90日（保険業法第125条）となっている。 また、事務ガイドラインでは定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有する認可・届出は、原則として60日以内に審査を終えるものとしている（1-10-10）。 3. 普通保険約款の変更については、法第123条に基づく認可または届出が必要となっている。 4. 保険業法第123条第2項に規定されている「届出」については、行政による事前審査権が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。 5. 自動車保険については、届出は10台以上のフリート契約とされており、10台未満のノンフリート契約は認可が必要である。 			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革3か年計画（改定）」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【 2（3）エ 】 企業分野の保険に係る事前届出制の在り方 企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点の踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。 【 9（8）イ】 【 2（3）エ 】 保険商品審査基準の透明性の確保 審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請及び届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について今後充実を図っていく。 2. 【 9（8）ア】 【 2（3）エ 】 商品審査期間の短縮 保険商品の審査期間について、認可申請及び届出の内容に応じ短期間での審査が可能であるものを類型化し、それらについては現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮し、所要の措置を講ずる。 			

	<p>3. 【 9(8)エ】【 2(3)エ 】 企業向け保険商品の普通保険約款の自由化 現在、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認められている普通保険約款の自由化について、これを外国又は国際間において使用される他の種類の保険に対しても拡大することについて検討する。</p> <p>4. 【 9(8)ウ】【 2(3)エ 】 ファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入 市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・ユース（届出使用制）を導入することについて、検討を開始する。</p> <p>5. 【 2(3)エ 】 保険商品の原則届出制への移行 平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。</p>								
対応状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定 (事例1、2、5)</td> <td style="text-align: center;">検討中 (事例3、4)</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> 措置済(事例1、2、5) 措置予定 (実施(予定)時期: 14年4月) </div> <div style="padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中(事例4) 具体的措置の検討中(事例3) </div> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	措置済・措置予定 (事例1、2、5)	検討中 (事例3、4)	措置困難	その他	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> 措置済(事例1、2、5) 措置予定 (実施(予定)時期: 14年4月) </div> <div style="padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中(事例4) 具体的措置の検討中(事例3) </div> </div>			
措置済・措置予定 (事例1、2、5)	検討中 (事例3、4)	措置困難	その他						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> 措置済(事例1、2、5) 措置予定 (実施(予定)時期: 14年4月) </div> <div style="padding-left: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中(事例4) 具体的措置の検討中(事例3) </div> </div>									
<p>(説明)</p> <p>1. 損害保険商品の審査基準については、内容評価表の書式を事務ガイドラインに掲載(平成13年7月6日改正)することにより、明確化している。</p> <p>2. 他社追随案件等の審査期間を60日に短縮し措置済み(平成14年3月25日実施)。審査期間の上限を更に短縮することは困難であるが、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。</p> <p>3. 企業向け損害保険商品の普通保険約款の自由化については、外国又は国際間において締結される主要な保険契約について広く適用されるよう拡大しているが(平成14年3月25日実施)、更に対象範囲の拡大を検討する。</p> <p>4. ファイル・アンド・ユースを導入することについては、契約者保護の方策や事務効率化を図る方法について更に検討が必要である。また、ファイル・アンド・ユースが海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっていることに鑑み、ファイル・アンド・ユースに替えて特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することも含めて検討する。</p> <p>5. 家計向け保険商品の届出制への移行については、契約者保護の観点から問題が少ないと認められる火災保険において措置済(平成14年3月25日実施)。個人契約者への影響が大きい自動車保険や傷害保険については、契約者保護の観点から引き続き認可制が必要であり実施は困難である。 また、企業向けの自動車保険のノンフリート契約については、商品内容や契約方法において家計向けのものとの相違点がなく、契約者保護の観点から実施は困難である。</p>									
担当課室等名	監督局保険課審査室								

分野	保険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災保険、 日本経済団体連合会												
項目	損害保険代理店の登録申請の電子化並びに行政における登録情報の電子管理														
要望の内容	代理店登録申請の電子化を行うとともに、登録情報の電子的管理を実施する。														
関係法令	保険業法第276条（登録）	共管	なし												
制度の概要	保険業法第276条により、損害保険代理店等は、内閣総理大臣に登録申請書を提出し登録を受ける必要がある。														
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申 【第2章13.3別表(1)13】(15年度中に措置) 行政側に、基幹となるサーバー他を行政側の費用負担で設置し、損害保険代理店登録申請や登録内容の変更届出の電子化を行うとともに、登録情報の電子的管理を実施する。														
対応状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：15年度中) </div> </td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：15年度中) </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>		
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他											
	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：15年度中) </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div>													
<p>(説明)</p> <p>損害保険代理店の登録申請の電子化については、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき対応を行うべく、検討を行っているところである。</p>															
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室														

分野	保険	意見・要望提出者	東京海上火災保険、日本経済団体連合会	
項目	保険業法に基づく申請・届出における手続の効率化			
意見・要望等の内容	保険商品及び定款変更における申請から審査、認可までの一連の手続きについて、電子データによる申請等の手続きの導入等により一層の効率化を図る。			
関係法令	保険業法第123条(事業方法書等に定めた事項の変更)、第124条(業務方法書等に定めた事項の変更の認可)、第125条(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)、第126条(定款の変更の認可)、第127条(届出事項)、同施行規則第246条(標準処理期間)、事務ガイドライン(1-10-10)	共管	なし	
制度の概要	商品審査及び定款変更の認可等については、保険業法施行規則(第246条等)において、標準処理期間等の手続きが定められている。			
計画等における記載の状況	「該当なし」			
対応状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:15年度中)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>認可及び届出等の電子化については、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき対応を行うべく、検討を行っているところである。</p>				
担当局課室等名	監督局保険課、総務企画局信用課保険企画室			